○外務省告示第五十二号

レバノン共和国政府は、平成十三年十月五日にロンドンで作成された「二千一年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約」の加入書を平成二十二年十二月二日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十三年三月二日にレバノン共和国について効力を生ずる。

（平成二十二年十二月三日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十三年二月十八日

外務大臣　前原　誠司

○外務省告示第五十三号

次に掲げる各国の政府は、平成十三年十月五日にロンドンで作成された「二千一年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際海事機関事務局長に寄託した。

シエラレオネ共和国	平成十九年十一月二十一日
バハマ国	平成二十年一月三十日
ハンガリー共和国	平成二十年一月三十日
オランダ王国	平成二十年四月十六日
マーシャル諸島共和国	平成二十年五月九日
リベリア共和国	平成二十年九月十七日
カナダ	平成二十二年四月八日
マレーシア	平成二十二年九月二十七日

よって、同条約は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

シエラレオネ共和国	平成二十年十一月二十一日
バハマ国	平成二十年九月十七日
ハンガリー共和国	平成二十年九月十七日
オランダ王国	平成二十年九月十七日
マーシャル諸島共和国	平成二十年九月十七日
リベリア共和国	平成二十年十二月十七日
カナダ	平成二十二年七月八日
マレーシア	平成二十二年十二月二十七日

（平成二十年一月十六日付け、同年二月七日付け、同年五月七日付け、同年五月十二日付け、同年十月六日付け、平成二十二年四月九日付け及び同年九月二十八日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十三年二月十八日

外務大臣　前原　誠司

○外務省告示第五十四号

次に掲げる各国の政府及び機関は、平成二十一年一月二十六日にボンで作成された「国際再生可能エネルギー機関憲章」の批准書を、それぞれ、その名称に対応する日にドイツ連邦共和国政府に寄託した。

欧州連合	平成二十二年七月五日
サモア独立国	平成二十二年七月五日
エリトリア国	平成二十二年七月六日
アルバニア共和国	平成二十二年七月十四日
ルーマニア	平成二十二年七月二十二日
オマーン国	平成二十二年八月五日
ナウル共和国	平成二十二年八月十日
ナイジェリア連邦共和国	平成二十二年八月三十一日
ルクセンブルク大公国	平成二十二年九月九日
アンティグア・バーブーダ	平成二十二年九月十日
レソト王国	平成二十二年九月十六日
ニカラグア共和国	平成二十二年九月二十三日
マリ共和国	平成二十二年十月十九日
セネガル共和国	平成二十二年十月十九日
バングラデシュ人民共和国	平成二十二年十月二十一日
フィジー諸島共和国	平成二十二年十一月二日
マーシャル諸島共和国	平成二十二年十一月十六日
ニジェール共和国	平成二十二年十一月十六日
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	平成二十二年十一月二十九日
南アフリカ共和国	平成二十二年十二月三日
オランダ王国	平成二十二年十二月十三日
ボスニア・ヘルツェゴビナ	平成二十二年十二月十三日
マレーシア	平成二十二年十二月二十八日

よって、同憲章は、次に掲げる各国及び機関について、それぞれ、その名称に対応する日に効力を生じた。

欧州連合	平成二十二年八月四日
サモア独立国	平成二十二年八月四日
エリトリア国	平成二十二年八月五日
アルバニア共和国	平成二十二年八月十三日
ルーマニア	平成二十二年八月二十一日
オマーン国	平成二十二年九月四日
ナウル共和国	平成二十二年九月九日
ナイジェリア連邦共和国	平成二十二年九月三十日
ルクセンブルク大公国	平成二十二年十月九日
アンティグア・バーブーダ	平成二十二年十月十日
レソト王国	平成二十二年十月十六日
ニカラグア共和国	平成二十二年十月二十三日
マリ共和国	平成二十二年十一月十八日
セネガル共和国	平成二十二年十一月二十日
バングラデシュ人民共和国	平成二十二年十一月二十日
フィジー諸島共和国	平成二十二年十二月二日
マーシャル諸島共和国	平成二十二年十二月六日
ニジェール共和国	平成二十二年十二月十六日
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	平成二十二年十二月二十九日
南アフリカ共和国	平成二十二年十二月三十日
オランダ王国	平成二十三年一月十二日
ボスニア・ヘルツェゴビナ	平成二十三年一月十二日
マレーシア	平成二十三年一月二十七日

（平成二十二年八月十三日付け、同年十月二十一日付け、同年十一月十五日付け、同年十二月二十九日付けドイツ連邦共和国外務省口上書）

平成二十三年二月十八日

外務大臣　前原　誠司

○農林水産省告示第四百三十四号

平成十八年三月三十一日農林水産省告示第五百五号（みなみまぐろの年間の漁獲量の限度の割当ての基準を定める件）第二号の規定に基づき、みなみまぐろの年間の漁獲量の限度の合計の上限として農林水産大臣が定める量を次のように定める。

平成二十三年二月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間のみなみまぐろの漁獲量の限度の合計の上限は、二千六百トンとする。

○農林水産省告示第四百三十五号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第六十条の規定に基づき、動物用生物学的製剤検定基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年二月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百三十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十三年二月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十二年十月二十日　第八十三号

二　登録認定機関の名称及び住所

財団法人広島県環境保健協会　広島県広島市中区広瀬北町九番一号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機加工食品

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

広島県

(2)　認定を行う事業所の所在地

広島県広島市中区広瀬北町九番一号

○農林水産省告示第四百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県高知市土佐山桑尾字大子キ一六四の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大子キ一六四の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。